

告 示

埼玉県選管告示第二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成三十一年一月四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人 きらめき会 特別養護老人ホーム 八潮いこいの里	埼玉県八潮市坊五百二十六番地 一
病院	医療法人社団 春明会 介護老人保健施設 ちとせ	埼玉県春日部市下大増新田八十一番一号
病院	埼玉医療協同組合 羽生総合病院	埼玉県羽生市大字下岩瀬四百四十六番地
病院	社会医療法人財団 石心会 埼玉石心会病院	埼玉県狭山市入間川二丁目三十番二十号